

2020年4月6日

東京都知事 小池 百合子殿
東京都福祉保健局御中

渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合
〒150-0011 東京都渋谷区東1丁目27番地8号202号室

新型コロナウイルス蔓延に伴う路上生活者への緊急支援の要請

私たちは、渋谷区を中心に路上生活を余儀なくされている方々とともに、炊き出しや夜回り、医療生活相談などの活動を行っている民間非営利団体です。現下、新型コロナウイルスの蔓延と、それに伴う活動自粛等により、路上生活者の生活・生命が極めて深刻な状況に置かれています。コロナ感染拡大防止のため、多くの民間団体が炊き出し等の支援活動を中止しており、日々の食事に事欠く困窮者が路上生活を余儀なくされています。また東京都は、外出を控えて発症リスクを抑え、発症者と接触した場合や軽症の場合には自宅療養をという方針を示されていますが、路上生活者のように平時から療養環境が整わない者の存在が、政策的に考慮されておらず、感染予防および発症した際の療養、感染拡大防止のいずれについても課題があります。

困窮者の一部が、生活保護など福祉施策の活用に至らない理由のひとつには、路上から生活保護受給を通じて入居する無料低額宿泊所に、個室の施設が少ないことが挙げられます。私たちが3月以降に行った聞き取りや生活相談でも、相部屋等への入居を通じて、かえって感染リスクが高まるのではないかと懸念が寄せられています。

また外出自粛要請が続き、都市封鎖の可能性があるなか、当事者および支援者の参集や配食方法等の算段にあたって難しい判断を迫られており、炊き出し等の活動を維持する困難もあります。民間団体が運営する避難所、給食活動等とは別に、安全な避難所と食事が公的に提供されることが強く望まれています。

さらに今般の経済活動の沈滞とその長期化に伴い、日雇い労働者、不安定就労者をはじめとした多くの生活者が、仕事を失い、また家賃を払えなくなることによって野宿状態に追い込まれることも見込まれます。これらの課題に対処するには、生活困窮者や路上生活者に対する緊急の公的支援措置を大規模に講ずることが不可欠であると思われます。

つきましては、下記の措置を可及的速やかに実施するよう要請いたします。

記

1. 路上生活者、住居喪失不安定就労者を含めた生活困窮者に対し、避難所、食事の供

与、生活必需品の給与等、救助策を講じること。

2. 自宅療養が困難である者を対象に、軽症者、要経過観察者が利用可能な療養施設、個室の待機場所を確保すること。

3. 住宅確保が困難な生活困窮者が入居可能な民間賃貸住宅、公共住宅等を確保すること。特に生活保護受給者、とりわけ賃貸住宅の確保が困難な高齢者は、現状において、無料低額宿泊所等の居室（簡易個室・相部屋など）への長期滞在を余儀なくされており、これらの入居者を、より感染リスクの少ない居宅へ移行するよう支援すること。（「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」第三条・四条参照）。また居宅保護に移行するまでの一時的な滞在場所として、個室の簡易宿泊所も積極的に活用すること（現状では自治体によって簡易宿泊所での保護を認めないなど、対応にばらつきが見られる）。

4. 生活保護および生活困窮者自立支援制度について周知し、積極的に活用すること。新型コロナウイルス感染拡大を発端とする雇止めや解雇、減収等によって家賃の支払いが困難になるなど、生活に窮する者が生じており、当該制度（特に住居確保給付金、一時生活支援事業）および相談窓口の存在をより積極的に広報し、利用を促すこと。

以上